

別所の展開と聖の宗教活動

——法隆寺西別所金光院「聖」律師を中心として——

小島 惠 昭

はじめに

「別所」の概念規定には、『考信録』の「別處トハ本所・本坊ニ対スル称ニシテ掛所・兼帶所トイフ如キナルベシ」という説明が、戦後の浄土教史研究の初期段階において用いられていた。⁽¹⁾この説明のみでは、別院・末寺との差異が明らかでないということから、高木豊博士は別所の成立要件として次のようなことを述べられた。⁽²⁾寺領・私領内に存在した空閑・荒野の地を占定し、特定寺院・私領主の容認により、土地開発・宗教的開発（宗教施設の建設・自行化他の活動）がなされること。しかしながら、これは高木博士も指摘されるように寺院創建と同じこととなる。院政期から中世初頭にかけて見えた別所の名は、以後史料上から消滅し、別所は子院末寺化していったものと考えられる。このようなことからしても、別所と子院・末寺と異なることは、別所が既成教団外の遁世

別所の展開と聖の宗教活動

的僧侶の集団的居住の場所であったことにある。

既成教団外の遁世的僧侶は、往生伝をはじめ多くの文献上に「聖」「聖人」「上人」と見える宗教者である。「聖」の宗教的实践は法華・真言・観音・地藏信仰や戒律固執など雑修的な面が見られるけれど、本質的には彼らは浄土信仰を基盤とした念仏聖であった。聖の宗教活動の根拠地となったものに寺院や道場以外に別所があった。

本稿においては、別所の展開と聖の宗教活動を見るため、別所浄土教の一根拠地として法隆寺西別所金光院を取り上げる。法隆寺に西別所金光院とよばれる別所があったことは、すでに先学によって紹介されている。⁽³⁾西別所は史料上に、金光院・開浦院など見えているものに当たるらしい。しかしながら、従来の論考においては、このような名称上の関連性をはじめとする諸問題に十分な解答が出されていない。

一、法隆寺西別所

はじめに、法隆寺西別所の時間的経緯を見るため、『平安遺文』に西別所・金光院・開浦院と見えている古文書を分析することから始める。

(一) 延久四年(一〇七二)某月五日前権律師某解案⁽⁵⁾

前権律師某は空閑地一町の開発と菴室の結構を裁許されるように、法隆寺政所に申請した。空閑地一町は「平群郡八条十里十四坪字藁田池坤」に在って、山野藪蕨の原で、領知する人もいない。かつ、この法隆寺西嶺の麓は念仏に便有る地である。ゆえに、堂舎を建立して、弥陀尊像を安置したいという。

(二) 承保二年(一〇七四)四月十二日法隆寺金光院三昧堂牒⁽⁶⁾

前律師某と金光院々司某とは薬師寺西院念仏堂との間に、灯油料畠の換地のことで連署した。この牒では「法隆寺西別處金光院三昧堂」と記し、同年月日の薬師寺念仏堂牒⁽⁷⁾では「法隆寺西金光院三昧堂」と記す。

(三) 承暦二年(一〇七八)十月三日金光院三昧僧等解⁽⁸⁾

金光院三昧僧然円・快舜・久範・快賢・蓮秀・江朝の六名は、「字藁田中池尻八段 穂津井尻二段」の合計田一町の地子と雑役等の免除を法隆寺政所に申請した。

(四) 法隆寺政所判文⁽⁹⁾

法隆寺政所は、右の申請に対して、田一町は寺家領であるけれど、その地に三昧堂を建立し、法華経を転読することは「奉為 聖靈本覚之莊嚴」

であるから、これを認めるといふ判文を下した。

(五) 前律師置文⁽¹⁰⁾

前律師は三昧田一町百八十歩の作職子細を定め置いた。三昧田は正しくは「字藁田中池尻八段百八十歩」と「穂津井尻二段」の合計一町百八十歩で、法隆寺政所判文には百八十歩を誤り落している。地子の免除は勸除であって、従来の段別四斗を三斗とし、院家臨時掃治雑役を除く検田雑事を停止されているという。

(六) 法隆寺金光院灯油畠注文案⁽¹¹⁾

聖律師は金光院三昧灯油料畠として施入された十ヶ所の坪付を記した。

(七) 天永二年(一一二一)四月十二日開浦院住僧解⁽¹³⁾

院主法師源義をはじめとする開浦院住僧十名は、先例の通りに院家敷地・灯油料畠の地子と雑役等を免除されるように法隆寺政所に申請した。開浦院敷地は「平群郡八条十里十四坪一町有山同条里廿二坪山野并房敷地」という。

(八) 天承二年(一一三二)正月十四日源義施入状案⁽¹⁴⁾

五師大法師源義は三経院に対する施入状を認めた。開浦三昧堂敷地二町五段のうち「作一町五段 林一町」で、「平群郡八条十里十四坪」と「同条廿二坪」に、その地は在るといふ。

(一)の空閑地一町「平群郡八条十里十四坪字藁田池坤」は、(二)(四)(五)にいう金光院三昧田と(六)にいう開浦院三昧堂敷地と同じ土地であるから、金光院は後に開浦院とよばれたのであった。(二)に「法隆寺西別處金光院

三昧堂」と自称するから、金光院は当初西別所とよばれていたことがいえる。そうならば、(一)の前権律師の意図は「別所」を創設することにあつたといえよう。延久四年に荒野で無領主の地に創設された西別所は、天承二年には二町五段の敷地に開発されていた。よって、法隆寺西別所とは、三昧堂を中心とする金光院・開浦院のことであることが明確化されたといえる。

二、「聖」律師

『平安遺文』は(四)前律師置文を源義のものとしている。しかし、源義は(七)に院主法師・(八)に五師大法師とあつたから、前律師のことではない。(八)に、開浦三昧堂本施入者を「故聖律師御房」、長日例時等の勤は先師往生の祈請のためというから、源義は故「聖律師」の門弟に相違ない。(七)に、院内に三昧堂等を建立したのは、もと薬師寺住僧の「聖律師」とよばれた人物であるというから、「前権律師」「前律師」「聖律師」とは同一人物のことである。彼の法名は(一)から(八)に明らかではないけれど、貞治三年(一一六四)に法隆寺僧重懐が撰述した『法隆寺縁起白拍子』の「三経院縁起事」に次のような記事がある。

三経の浄室講經すたれしも、折節道静律師と云吾寺明德あり。此室ト給ひけり。彼賢哲と申は再興根本大師也。内欣求浄土の思深して、行業薰修積りて、弥陀来迎預りて音楽雲響て、往生素懐を遂給ふ。彼門葉として源義大徳相繼て、此浄室に住門座相承屢々加ニ修功、

別所の展開と聖の宗教活動

安弘像成三精舎、三个室打ひらき講經談論の仏閣構へけるとかや(五)三経院の造立は後に述べるように、大治元年(一一二六)のことであつて、それより二百数十年後の縁起ではあるけれど、「聖」律師は「道静」という人物であることが見えている。

それゆえ、道静の前歴について考察する。僧綱の官位律師に叙任された、もと薬師寺僧道静について、管見に及んだ史料は次の通りである。

『薬師寺別当次第』に「律師道静永承四五廿八任治」。(16) 興福寺本『僧綱補任』の長元七年(一〇三四)条に三会堅者「道静薬師寺」、天喜四年(一〇五

六)条に三会講師「道静法相。薬師。八月十

寺「薬師寺道静十二月廿六日」。(17) 延久二年(一〇七〇)条に「権律師道静正月日、

承保元年(一〇七四)条から寛治八年(一一〇九四)条まで「前律師道静」。

『三会定一記』天喜四年条に「講師道静法相」。(18) 『造興福寺記』永承三年

(一一〇四八)閏正月十三日条に興福寺供養梵音の薬師寺分として「道静」(19)と

見えることである。したがって、西別所の門弟に「聖」律師とよばれた

人物は、もと薬師寺法相宗の学僧で、薬師寺別当の職に在った、道静で

あることが明確となった。彼は、天喜四年四十二歳の時三会講師に叙任

されていたから、寛治八年には八十歳であつて、この年に入寂したので

あろう。次に述べるように、彼は治暦年中(一一六五—一一六九)勝鬘会勤

修のため法隆寺に移住していたというから、延久元年(一一〇六九)十二月

二十六日権律師に叙任された時も、法隆寺に在任していたことと考え

る。これゆえに、数日後僧綱職を辞退したのであろう。

次に、法隆寺における道静の宗教活動を考察するに当たり、(七)に開浦院住僧がそれを言上しているから、その部分を掲げる。考察の便宜上、改行し符号を付ける。

- (イ) 件院内建立三昧堂等、元者薬師寺聖律師以去治曆年中、為被修勝鬘会移住法隆寺之後、
- (ロ) 亦寺僧共令図夢殿之絵、
- (ハ) 次以延久之比、於此院令修迎講給、
- (ニ) 其時始為彼三昧堂并房舎等敷地、卜山野荆棘之原一処、被尋問寺家於領主有無之時、別当所司大衆被陳申無領主由、隨則開文面証判明鏡也、其後結構房舎為御栖居、歎寺家仏法凌遲、專興隆之志丁寧也、
- (ホ) 先鑄瑩金銅宝塔、安置 太子御所持舍利、
- (ヘ) 令図絵聖霊会料 御影、
- (ト) 毎月観音講修正二月六時行儀、
- (チ) 或申開金堂、大衆共造立多聞吉祥二天像、御願六時政行、
- (リ) 施入員仏具等、造立五大形塔婆、安置私所持仏舍利、
- (ヌ) 興修講堂仏生会、
- (ル) 或寺中寺刃荆蕨刈掃、開塞道直餉所、其時人皆謂本願太子再降臨給、隨喜無極、
- (ヲ) 而間建立三昧堂、曼陀羅堂二字、私御領并御房人等私領皇所被施入灯油料也、

以下、法隆寺における道静の宗教活動が、右の通りであったか、その事実関係を検討する。その結果、彼が法隆寺本願聖徳太子の再降臨といわれる人物であったか否か評価することが出来ようから。

(イ)(ロ)は西別所創設の経緯を示している。その経緯はすでに見てきたところであるので、二・三の点についてのみ考えてみる。(ハ)の迎講については、前掲(ロ)の案文に、皇三段の年料油三升が、金光院の迎講の本尊阿弥陀仏の灯油料として施入されたことが見える。迎講は夢幻的神秘的宗教現象である来迎儀式を、感覺的視覚的に表現したものであるから、そのための用具資財購入には、莫大な資金を必要としたことであろう。⁽²⁰⁾『今昔物語集』の丹後迎講聖人の例に見るよう⁽²¹⁾に、その營為の主体は聖であった。道静の西別所開発の申請は延久四年であったから、それ以前の時期に迎講始修を置くことが出来よう、その後灯油料皇三段が施入されたのであって、三昧堂建立以降も迎講を勤修していたことであろう。西別所における宗教施設は(ニ)(チ)に見えるように、三昧堂・曼陀羅堂・房舎等と考へたい。西別所創設当初の菴室結構のことは弥陀尊像を安置するためであったから、三昧堂は阿弥陀仏を本尊とする常行三昧堂であった。しかし、曼陀羅堂については史料上明確ではない。西別所で勤修された迎講を、平面的具体的に描写すれば、迎接曼陀羅とよばれるものとなる。この浄土曼陀羅に対して、密教の曼荼羅をも考へ得る。道静は密教系信仰をも具有していたろうけれど、本質的には浄土教に帰依していたから、迎接曼陀羅を本尊に安置する曼陀羅堂を建立したものと考へ

たい。

(ロ)および(ハ)から(ニ)までは本寺法隆寺の仏法興隆のための營為である。

まず、(ロ)から考えれば、『法隆寺別当次第』に「延久元年^西二月^リ五月^マテ 上宮王院之繪殿書之也。同年六月十六日奉繪殿渡早繪師撰津国大波郷住人秦致真。童子形仏師信貴山住僧円快淨如房⁽³³⁾」と見えていいることが、「夢殿之繪」と「聖靈会料 御影」の図繪のことに当たるであろう。

治暦五年は四月十三日に改元して延久元年となっており、「夢殿之繪」は上宮王院正堂の夢殿の北に有る七間亭のうち、西端三間の繪殿の内壁を飾った太子繪伝のことであった。⁽²⁴⁾「聖靈会料 御影」は鎌倉時代の法隆寺僧顯真撰『古今目録抄』にいう「繪殿東面有御影、童子形也、聖靈会之析也⁽²⁵⁾」である。この太子童子形像は繪殿東側の相殿本尊で、その胎内墨書に、治暦五年二月五日「法隆寺大衆為結縁所奉造顯也⁽²⁶⁾」とある。したがって、繪殿太子繪伝・相殿太子童子形像ともに、道靜が寺僧と協力して造顯したものであったことがいえよう。

(ハ)には、金銅宝塔を鑄造して、これに太子所持の舍利を安置したことという。保延六年(一一四〇)、大江親通が南都を巡礼した時の記録『七代寺巡礼私記』に、上宮王院の仏舍利一粒のことを記している。この舍利は白色の小豆許りの大きさのもので、太子が二歳の春、東方に向って合掌し、南無仏と称えた時、掌中より落ちたという。⁽²⁷⁾いわゆる太子拳内舍利については、『聖徳太子伝曆』に見えなく、大江親通は「東大寺之西室延喜講師」の説によって記したという。ところが、東大寺珍海撰『日本

三宝感通集』に、「東大寺演義講師」の説は四天王寺金堂舍利のことという。⁽²⁸⁾四天王寺舍利信仰は四天王寺浄土教の側面であった。『続本朝往生伝』の沙門覺尊の四天王寺舍利供養や『捨遺往生伝』の康和元年(一一〇九九)三善為康の舍利瑞相は、その信仰の初期形態を示している。かくて、法隆寺における太子拳内舍利の信仰が、道靜在世の寛治八年(一一〇九四)までに始まっていたことに相違なければ、四天王寺の場合と時期を同じくする。『古今目録抄』に、鎌倉時代の太子拳内舍利のことを記して、「舍利安置塔一基、金銅也、多宝也、高、横」という。しかるに、保延四年(一一三八)八月、現在御物となっている舍利塔が造顯された。⁽³²⁾天永二年(一一二二)の解にいう金銅宝塔・保延四年造顯の舍利塔・『古今目録抄』にいう金銅多宝舍利塔との関連は不詳であるけれど、天永二年以前に太子拳内舍利を安置した金銅宝塔があったことは確かである。

(ハ)の仏事は、『古今目録抄』「法隆寺年中行事」にいう、上宮王院正堂(夢殿)における毎月十八日の観音講・毎年正月十六日から十八日に至る十一面観音悔過・二月八日から十四日に至る修二会のことである。これらの仏事の始行は不明であるけれど、道靜在世中に盛行されたのであって、修二会以外は現在まで続行されている。⁽³³⁾

(ロ)(ハ)は上宮王院における營為を記していたが、(イ)(ニ)は西院金堂における營為を記す。『金堂日記』所収の承暦二年(一一七八)十月八日法隆寺政所注進状案に、次のようにいう。法隆寺金堂は数年前から、闔を開かず、わずかに別当遷替の時一度開いたという状態であった。しかし、

それは本願太子の意図に背き、愚僧の本懐でないゆえ、金堂を開き、御願の吉祥会を勤修し、堂司を任じて金堂守護せしむることを定める。そもそも、「寺家恒例吉祥御願」は年来講堂で勤修されてきたが、他寺と同じように金堂での勤修とする。そこで、満寺の大衆は同心合力し、画像の吉祥会本尊に代って、三尺五寸の毗沙門天・大吉祥天像各一軀を造立し、これを金堂に安置したという⁽³⁴⁾。この吉祥悔過は神護景雲元年の勅によって始められたことで、金堂修正会ともいわれる⁽³⁵⁾。「別当次第」によれば、法隆寺政所注進の翌年正月には、他寺の例にならない金堂において吉祥会が勤修されて、田二町を供田として寄進されたという。

『金堂日記』には、さきの(分)とともに(1)についての記事が収められている。すなわち、承暦四年(一〇八〇)の金堂安置仏像并施入雜具等目録と考えられるものに、記すことである。考察に必要な部分のみを記すと、次のようになる。「五大形塔一基相具台等開浦房奉安之」、「大錫杖一枝」「金剛鉞一口」「宝螺二口」「茶院關迦器二具」「件錫杖以下之物等開浦房施入之」、「黒染木鉢七口」「同小合子二十口」「高坏三十本」「承暦四年正月上旬件仏具等開浦房施入之⁽³⁶⁾。これによって、承暦四年頃に、「開浦房」による金堂の五大形塔の安置と仏具の施入があったことを確認出来る。

『別当次第』元永二年(一一一九)条に、講堂仏生会始行のことが見えている。しかし、この時には道静は没しており、(又)とは相違する。前掲の承暦二年注進状に、橘寺より法隆寺金堂へ移入された金銅仏四十九体

のうち、灌仏具四体が仏生会料として取出されていたとある。承暦四年の目録にも、摩耶夫人像一体・釈迦太子形四体・女形一体・天人二体・四天王像四体の仏像を(1)の仏舍利一粒安置五大形塔一基とともに仏生会のため講堂へ請じたとある。『別当次第』の誤記は明らかであって、承暦二年頃には講堂仏生会が始行されていたのである。

(1)にいうことのうち、「寺中寺辺荆棘刈掃」は『平安遺文』(一)にいう西別所開発と(2)にいう院家臨時掃治雜役のことを示すものと考えられる。

「開塞道直餉所」は本寺法隆寺への道路を開塞したことを意味するであろうけれど、その内容は他の史料に見えなく不詳である。これらはともに、人手が必要な土木工事であって、本寺から「開浦房」ともよばれた道静の呼称にあてはまることであった。

以上、法隆寺における道静の宗教活動を考察してきた。天永二年解に開浦院住僧が言上する法隆寺仏法興隆は、道静在世中の営為であったことが確かめられた。これらの営為がすべて彼の主体的行為によることではないとしても、彼がそれらに関与していたことは指摘出来る。ゆえに、彼は法隆寺本願太子の再降臨といわれる人物であったと評価する。

三、歴史的背景

道静が「聖」律師とよばれた理由は、彼が「遁世者⁽³⁷⁾」であったからである。彼は体制的な住持薬師寺を離脱し、形式的な僧官律師を辞退した。その結果として、彼は法隆寺において西別所を創設したのであった。本

節では、かかる「聖」律師の宗教活動の歴史的背景について考察してみたい。

平安時代における南都浄土教史上、その中心は光明山寺にあって、光明山寺は東大寺三論宗系の別所で、同時にまた他宗の人々も多くここに遁世した。光明山寺は藤原後期に東大寺三論系の蔽翊により再建されたが、同じく三論系の永観がここに遁世してから院政期南都遁世者の別所となった。⁽³⁸⁾ 永観は康平七年(一〇六四)三十二歳の時に光明山寺に遁世したが、延久四年(一〇七二)東山禅林寺に帰り浄土教民間流布の本拠とした。彼は遁世を続けようとしたが、朝廷は応徳三年(一〇八六)維摩会講師に召請、承徳三年(一〇九九)権律師に叙任した。彼は権律師を翌日辞退し、翌四年東大寺別当に補任された時も、わずか一年で辞退した。⁽³⁹⁾

『中右記』天仁元年(一一〇八)九月四日条に「今日前律師永観於東山行迎講。都人皆以行向結縁」と、迎講勤修のことが見えている。⁽⁴⁰⁾

山城国小田原は興福寺法相宗系の別所であった。高野聖の祖といわれる興福寺教懐は俗に小田原聖とよばれるが、彼は壮年を過ぎる頃興福寺別所小田原に遁世ののち、高野山に移り十余年密教と念仏を兼修し、寛治七年(一〇九三)九十三歳にて往生したという。⁽⁴²⁾ 同じく興福寺別所小田原には、迎接房経源が遁世し、保安四年(一一二三)八十五歳にて往生したという。⁽⁴³⁾

承保二年(一〇七四)四月十二日、西別所金光院三昧堂と薬師寺西院念仏堂との間に、灯油料畠の換地のことがあった。この薬師寺西院の正堂

は弥勒浄土画像を中心に百万塔十万基を安置するものであったことは知られるが、念仏堂のことは不詳である。しかしながら、院政期に念仏といえ、阿弥陀念仏のことであつたらうから、念仏堂は常行三昧堂であつた可能性が大きい。

以上、平安時代における南都浄土教の二・三の点について考えてみた。これらの点から見れば、道静の宗教活動、強いていえば西別所成立の、歴史的背景として次のことが考えられる。第一に、南都二大寺の光明山・小田原両別所が念仏聖の別所として成立した時期は、法隆寺西別所成立の延久年間を溯ること数年に過ぎないことである。特に、永観の活動形態が道静の場合に類似していたことを指摘して置きたい。第二に、道静が別当職に在った薬師寺に、常行三昧堂らしきものがあつたことである。

ところで、法隆寺の諸問題を考察する場合、創建者聖徳太子に対する信仰が法隆寺に対する信仰の基盤となつていたことを、その視点としなければならぬ。聖徳太子が創建されたという寺院のうち、法隆寺・四天王寺をはじめとする畿内所在の太子遺跡寺院が太子信仰の流布の中核であつた。特に、四天王寺の場合、平安時代における浄土教の展開には注目すべきものがある。これは聖の宗教活動に基づく民間浄土教の典型であり、太子信仰の内容的展開をもたらした。ゆえに、太子は末法を救う観音の化身・靈魂往生の導者として、西方願生の浄土教徒の信仰の対象となつた。

このような視点から見れば、次のように考えられる。保安二年(一一二二)十一月二十一日、聖霊院の太子并仕者五体の開眼供養が行なわれた。⁽⁴⁶⁾本尊太子像胎内には古仏金銅救世観音像が納入されていた。開眼供養導師は著名な往生人小田原迎接房経源上人であり、小田原静慮房も招かれていた。ことさらに、法隆寺における道静の宗教活動の歴史的背景として、第三に、太子が末法を救う観音の化身として浄土教徒の信仰の対象であったことが考えられる。ゆえに、延久四年の西別所創設の申請に「馮聖靈助成而企栖居、兼仰大悲之加被、將戴引接而已」と、道静は太子の化身観音の大悲と引接を仰ぐのであった。

四、子院化

源義は「聖」律師の門弟で、開浦院々主であった。彼は前掲(イ)の天承二年(一一三三)施入状に「以大治元年^午七月十九日彼改開浦三昧堂、造立於此三経院」という理由によって、開浦院付属の田園資財を施入した。この施入状のもつ意味を考えてみる。

現存する三経院は桁行十九間の西室のうち南端七間を改造したもので、棟木銘⁽⁴⁷⁾によって寛喜三年(一一三二)に建立されたことが知られる。当初の西室は『别当次第』能算别当条(二〇七五—一〇九四)に「西室爲雷火燒失但北頭一坊許残在其後不造立也」、「古今目錄抄」に「西室承暦年中堀河院之時燒了」とあるから、その頃火災にあったことが知れる。江戸時代に法隆寺中院良訓が撰述した『古今一陽集』に所収される三経院

講衆解によれば、西室九室のうち焼け残った一室を、源義が伝領し、三経院として修造を加えたという。⁽⁴⁸⁾

源義は「金銅釈迦観音像各一鉢^{釈迦八寸観音一椀手半}皆金色阿弥陀如来像一軀同八尺」の仏像、法華・勝鬘・維摩の三経と世親の浄土論の経卷、金鼓等の仏具のみならず、灯油料・住僧依據料として田畠をも施入した。その田畠は「聖」律師より相伝の開浦三昧堂敷地二町五段・灯油料畠四町一段二百歩の合計六町六段二百歩ならびに源義新施入の田畠であった。前掲(イ)の案文に、金光院三昧灯油料畠十一ヶ所を掲げていたけれど、それを合計すると四町一段八十歩となる。これは源義施入状の開浦三昧堂灯油料畠四町一段二百歩とほぼ等しいから、金光院三昧灯油料畠すべてが施入されたこととなる。「三経院講経灯油仏供養料」として、西別所三昧堂の本仏阿弥陀如来像からその敷地・灯油料畠まで施入されたのであった。

その後の開浦院について、次のような事件があった。仁平四年(一一五四)二月の頃、目代と学衆との間に紛争が起きたため、開浦院の法華・最勝・大般若三十講の十五日間四十七座の講筵等が中止された。しかも、紛争が解決され次第、開浦三十講等もこのように勤修されたとい⁽⁴⁹⁾う。同年同月十四日、法隆寺五師林覚後家藤原仲子は夫より相伝した「法隆寺西辺開浦寺敷地畠二段・林・五間屋一字并池尻田四丈」のうち、一段を押領しようとした五師琳眷の妨害を停止するように法隆寺政所へ申請した。この申請に対して、法隆寺別当は彼女の言い分を認め、夫よ

り相伝の地を領掌するようになるとい⁽⁵⁰⁾。この仁平四年の二つの事件から考えられることは、開浦院が宗教行事の面においても、土地経営の面においても、本寺法隆寺の直接支配下に置かれていたことである。

右のように考えてくると、源義施入状のもつ意味は次のようにいえよう。大治元年(一一二六)源義は僧房の一室を三経院として修造した。天承二年には、本寺僧房の一部である三経院に対して、開浦院に付属する田園資財すべてを施入・寄進した。その結果、本寺法隆寺と子院開浦院という本末関係が生じた。そもそも、開浦院の前身を別所と規定した理由は、本寺を離脱した聖が迎講勤修を契機として、常行三昧勤修の場所に、荒野を開発したことにあった。しかるに、別所占定地の開発は、別所であった理由であったとともに、子院・末寺化の所以であった。耕作する人もない荒野であっても、本寺四至内の地に創設されたため、本寺の支配が反映していた。別所としての独立性は、それに付随していた田園資財の施入によって消滅し、本寺機構に組み込まれてしまったのであった。

五、金光院と金光寺

顕真撰『古今目録抄』は、上巻が嘉禎四年(一二三八)に一応完成したと考えられている⁽⁵¹⁾。その上巻に、次のような記事がある。

東西両寺之間、有金光院、三間四面之、南向戸三本、東西妻各戸一本、後戸一本也、丈六・三鉢・金色也、中弥勒・東西阿弥陀也・有四

別所の展開と聖の宗教活動

大天王・地藏二鉢・一鉢採色・一鉢白檀也・南有門四足也・此院者昔者有西郷桜・中昔移造當時所⁽⁵²⁾

金光院は西郷桜の地から、上宮王院と西院伽藍との間に移転されていたのである。この裏書に、「此自金光院之北一町者猪那部池」「康和年中定真大僧都別當時也」「金光院者瓦葺也」というから、別当房であった解脫房と同じく瓦葺の坊舎であって、他の坊舎とは異なり鎌倉時代としては立派な建物であった。「古今一陽集」所載の元龜三年(一一七二)正月七日金光院再營修造の上棟銘によれば、承元四年(一一二〇)施鹿園寺本堂を当寺に引き移した⁽⁵³⁾というから、この時の建物が瓦葺の施鹿園寺本堂であって、金光院の西郷桜の地からの移転をいうものと考ええる。

以下、上宮王院と西院伽藍との間へ移転した金光院の変遷を述べる。天福二年(一一三四)八月、法隆寺金光院に供僧四口が始めて置かれたという。供僧の内訳は三昧三口と承仕一口で、供田として水田四段が寄進された。嘉禎三年(一二三七)三月、金光院に四脚門と築地が建造された。四脚門は現在重要文化財の建物であって、子院の門の例のうち特殊な形式をとる。文永九年(一一七二)四月、太子堂と僧坊が棟上した。鎌倉時代における金光院の整備に当たって、法隆寺僧による経済的支援が行なわれたことが知られる⁽⁵⁴⁾。往古、金光院において毎年三月に十日間の兒三十講や梵音衆の集會が催されていた。元龜三年には金光院の堂再營修造があったが、元和八年(一一六二)焼失し、この時堂家惣分の庫藏も類焼し、若干の旧記・法服等も焼失してしまったという。回祿後、金光

院は再建されず、堂家人は金光院本堂東方の金光院坊に住んでいた。元禄十二年（一六九九）、金光院本堂跡に念仏堂を建立し、これまで極楽寺で勤修されていた念仏をここに移した。宝永年中には、金光院の院号を改めて、宗源寺と号し、現在に至っている。

次に、金光院の旧地西郷桜の地について見てみる。法隆寺の東西両郷の成立は、中世における他の諸郷と同様に、それは鎌倉時代に溯り得ると考えられている。その郷内は刀禰によって統制され、寺院をも含めた地域を寺中といわれた。⁽⁵⁵⁾貞和三年（一三四七）五月二十九日、この法隆寺西郷の陵堂において、「寺辺律僧」といわれた法起寺玄光は真言供養導師を勤めたという。⁽⁵⁶⁾永禄四年（一五六二）十月十三日、法隆寺衆分は西郷上堂供田を耕作していた罪科人の検断を行なった。これに当たって、西郷上堂供田の当毛のみを没収とし、畔木・供田は上堂供僧および刀禰の申立を容れて、検断しなかったという。⁽⁵⁷⁾江戸時代、法隆寺僧の編集になる『斑鳩古事便覧』に、西郷桜池坤角に在った金光院の旧地には、鎮守社と庵室とがあつて、西郷の刀禰に支配されており、俗に西上御堂とよばれる金光寺が在るといふ。⁽⁵⁸⁾江戸時代の古絵図には、西大門外・竜田社北方の地に金光寺が描かれている。したがって、承元四年の金光院移転以後の旧地の有様は次のように考えたい。西郷桜池坤角の旧地には「西郷陵堂」「西郷上堂」「西上御堂」ともよばれる堂舎「金光寺」が存在し、その地は西郷刀禰の支配下にあつたから、法隆寺々中西郷の郷民にとつて、西別所金光院の旧地は鎮守的存在であつたものと考ええる。それは法

隆寺西辺の荒野開発の記念として残されていたのであつた。

六、鎌倉時代における聖の宗教活動

—むすびにかえて—

最後に、鎌倉時代における聖の宗教活動について二・三の問題を考察し、聖の中世的展開を見ることによって、むすびにかえたい。

法隆寺の裏山、通称寺山に仏塚とよばれる古墳がある。発掘調査書『斑鳩・仏塚古墳』によれば、仏塚の築造は六世紀後半から末の年代が推定されている。石室からは中世のおびただしい遺物が出土した。鎌倉時代中期から室町時代初期に至る、仏像・火舎・花瓶・瓦質六器・灯明皿等多種類に及んでいる。このことについて、聖衆による一般民衆教化の宗教的活動の場所として仏像が安置され、仏具類が整備されて、その名称も仏塚と呼称されることになつたのではなからうかと報告されている。⁽⁵⁹⁾

私は鎌倉時代法隆寺周辺において活動した聖について、二つの系譜を設定したい。その一つは、これまで考察してきたところの念仏聖の系譜である。建長六年（一二五四）に完成した「聖皇曼荼羅」は、法隆寺頭真の立案によるもので、当時の太子信仰の有様を図絵したものであつた。この絵図は中心部に間人皇后とその左右の膳妃・太子の三形像を配し、最上段中央に三骨一廟の御廟三尊を描く。⁽⁶⁰⁾これは太子自ら磯長太子廟内に記したという「太子廟幅傷」の、太子は西方浄土の救世観音・妃は勢

至菩薩・母は西方浄土の教主阿弥陀如来という信仰に基づくものであった。「太子廟崛偈」の説話は空海の「上宮太子廟参拜記文」の説話・「善光寺如来聖徳太子問答」の説話へと展開した。これら信仰的説話が四天王寺・磯長太子廟・高野山・善光寺と遊行回国した念仏聖の創作によることは明らかである。平安時代からの系譜を引く念仏系遊行聖の宗教活動が、法隆寺周辺においてあったことは当然であろう。

もう一つの系譜は、鎌倉時代における南都諸寺の復興事業に伴って活躍した律僧系の勸進聖である。「聖皇曼荼羅」は、法隆寺大勸進として修造のことに当たっていた戒壇院円照上人の勸進により、図絵彩色が完成した。完成の翌年には、戒壇院において開眼供養、上宮王院において持戒僧集会して惣供養が勤修された。上宮王院北室は円照管領後、円覚上人道御に伝領された。円覚は融通大念仏会を始行した人物として知られるが、勸進聖人としても活動した人物であった。律僧が北室に住持し、北室は法隆寺勸進所となっていた。貞和三年、「寺辺律僧」は法隆寺西郷陵堂の真言供養導師を勤めた。翌四年には、仏塚から東方三百メートルに存在する極楽寺が結成された。このように、律僧系勸進聖が法隆寺周辺において、宗教活動を行っていたことが指摘されよう。

中世寺社の経済的基盤は、寺社領荘園とともに勸進にあったといえよう。中世的勸進は聖の宗教行為であった。勸進聖は勸進に応じて結縁する者に、その宗教的作善を行なうことの功德を説いた。仏教は縁起談・靈験談を説く聖の唱導によって、民衆に理解された。中世における聖の

別所の展開と聖の宗教活動

宗教活動において、勸進とその手段である唱導は最も重要な機能であったことがいえる。⁽⁶⁴⁾

「聖」律師の場合、その宗教的営為に当たり、「勸進」という言葉で表現されないけれど、かかる勸進による結縁があったことを想定して置きたい。⁽⁶⁵⁾

註記

- (1) 真宗全書第六四卷二一〇頁
 - (2) 井上 薫「ひじり考」(『ヒストリア』一号)
西寺式部「上代末期から中世に至る別院・別所の末寺への展開」(『龍谷史壇』三六号)
 - (3) 高木 豊「平安時代法華仏教史研究」(『院政期における別所の成立と活動』)
 - (4) 高木 豊前掲書
高田良信「聖徳太子信仰の展開―特に法隆寺を中心として」(『聖徳太子研究』七号)
林 幹彌「律僧・禅僧・三昧僧と太子」(『聖徳太子研究』八号)
秋山日出雄「仏塚」仏教関係遺物の史的意義(『斑鳩・仏塚古墳』所収)
- 本稿の西別所成立については、高木博士の研究に負うところが多い。しかしながら、博士は西別所・金光院・開浦院の名称上関連性や「聖」律師の法名・人物像などを明らかにされていない。
- (5) 平安遺文一〇九〇号文書

- (6) 平安遣文一一二号文書
- (7) 平安遣文一一一号文書
- (8) 平安遣文一一一号文書
- (9) 平安遣文一一一号文書
- (10) 平安遣文一一二二号文書
- (11) 平安遣文二三四号文書
- (12) 「合拾箇處」と記すけれど、實際は十一ヶ所の坪付を記す。
- (13) 平安遣文一七四六号文書
- (14) 平安遣文二二一六号文書
- (15) 聖徳太子全集第五卷一五八頁
- (16) 校刊美術史料寺院篇中巻「薬師寺史料集」一六七頁（東寺文書甲号外二
十八号）
- (17) 大日本仏教全書第一二三冊一六九・一八五・一九四・一九五頁
- (18) 大日本仏教全書第一二三冊三〇六頁
- (19) 大日本仏教全書第一二三冊四八頁
- (20) 伊藤真徹『平安浄土教信仰史の研究』、「迎講」
- (21) 新訂増補国史大系一七『今昔物語集』二七五・六頁
- (22) 伊藤真徹前掲書
- (23) 鶴叢刊第二「別当記」「法隆寺別当次第」（コロタイプ版）所収
 「別当記」三帖は「法隆寺別当次第」「異本法隆寺別当次第」「法隆寺別当補
 任寺役次第」の三本を後に総括して命名したものである。統群書類従補任
 部所収の「法隆寺別当次第」は現御物法隆寺旧蔵本と同系統に属する一写
 本によつたものであるが、その写本は忠実な写でなかつたためか、類従本

には誤謬を多く見出すことが出来る。そのため、本稿においては現御物法
 隆寺旧蔵本のコロタイプ版を用いた。

- (24) 浅野 清『法隆寺建築綜観』二四四—二六一頁
- (25) コロタイプ版「古今目録抄」所収
 本書の書名は上巻下巻とも表紙の外題が右側に「聖徳太子伝私集」、左側
 に「太子伝古今目録抄」、下巻の裏表紙に「太子伝抄」、上巻下巻の内題には
 「聖徳太子伝私記亦名古今目録抄」とある。頭真自筆本は明治の初年に法
 隆寺から帝室に献上された。この自筆本をコロタイプ版にした複製は「古
 今目録抄」の題名のもとに発行されている。大日本仏教全書聖徳太子伝叢
 書所収の「聖徳太子伝私記」は、頭真自筆本によつたものでなく、それを編
 集しなおしたものの転写本であるため、誤写や意味の通じにくいところ
 がある。活字本は多く、荻野三七彦考定「聖徳太子伝古今目録抄」、聖徳太
 子全集第三巻所収「聖徳太子伝私記」、校刊美術史料寺院篇中巻所収「法隆
 寺本古今目録抄」もある。史籍集覧第十三冊所収の「法隆寺古今目録抜萃」
 は一部分の抜書にすぎない。なお、大日本仏教全書聖徳太子伝叢書所収の
 「太子伝古今目録抄」は「嘉祿三年応鐘下句中明於天王寺東僧房書之」の
 本奥書を有し、諸書に「提波羅惹秘決」「天王寺秘決」「秘決」と記される「提
 波羅惹寺麻訶所生秘決」であるから、大日本仏教全書がこれを頭真撰と
 しているのは誤りである。
- (26) 平安遣文金石文編一一八号
- (27) 校刊美術史料寺院篇上巻六三頁
- (28) 大日本仏教全書第一一二冊「聖徳太子平氏伝雜勘文」一八六頁所収逸文
- (29) 菊地勇次郎「天王寺の念仏（上）（下）」（『日本歴史』九四・五号）

井上光貞『日本浄土教成立史の研究』「四天王寺念仏」

田中文英「十一・二世紀における浄土教の展開―四天王寺を中心に―」

(「ヒストリア」五四号)

- (30) 日本思想大系七「往生伝 法華験記」五七七頁
- (31) 日本思想大系七「往生伝 法華験記」五八七頁
- (32) 平安遺文金石文編三六二号
- (33) 間中定泉・高田良信『法隆寺』付録二「現在の年中行事」
- (34) 平安遺文二一五四号文書(法隆寺史料第一復本「金堂日記」所収)
- (35) 間中定泉・高田良信『法隆寺』一三七・八頁
- (36) 法隆寺史料第一「金堂日記」(コロタイプ版)所収
- (37) 大隅和雄「聖の宗教活動―組織と伝道の視点から―」(『日本宗教史研究』所収)に、聖のさまざまな性格の中の公約教は、彼らが既成教団の外にある宗教者であった。聖が既成の教団の外にある場合、第一の系譜は仏教外の行者の性格を強く持つもの、第二の型は既成教団の中から出る聖である。教団から離脱した聖には、民衆教化の活動と再出家・二重出家が生じると述べられている。
- (38) 井上光貞前掲書「東大寺三論宗の浄土教」
- (39) 日本思想大系七「往生伝 法華験記」所収「拾遺往生伝」巻下(二二六)
- (40) 増補史料大成一一「中右記」三・三八八頁
- (41) 五采重「増補高野聖」一七頁
- (42) 日本思想大系七「往生伝 法華験記」『拾遺往生伝』五七三頁・『高野山往生伝』六九六頁
- (43) 日本思想大系七「往生伝 法華験記」『後拾遺往生伝』六五四・五頁
『三外往生記』六七六頁

別所の展開と聖の宗教活動

- (44) 校刊美術史料寺院篇中巻「薬師寺本薬師寺縁起」一四〇頁
- (45) コロタイプ版「別当記」所収
- (46) 「古今目録抄」『法隆寺縁起白拍子』の所説の通り、明治三八年修理の際に納入品を発見した。

- (47) 高田良信『法隆寺銘文集成』上巻三一頁
 - (48) 「校訂古今一陽集」三八・九頁
 - (49) コロタイプ版「別当記」『法隆寺別当次第』所収
 - (50) 平安遺文二七九四号文書
 - (51) 荻野三七彦「聖徳太子伝古今目録抄の基礎的研究」四六頁
 - (52) 「校訂古今一陽集」一一四頁
 - (53) コロタイプ版「別当記」『法隆寺別当次第』所収
 - (54) 「校訂古今一陽集」一一四―一六頁
 - (55) 大日本仏教全書第一一七冊「斑鳩古事便覧」一〇八頁
 - (56) 林屋辰三郎「中世文化の基調」『南北朝時代の法隆寺と東西両郷』
 - (57) 鶴叢刊第三「嘉元記」(コロタイプ版)
- 『嘉元記』の名は、その内容が嘉元年間の記事に始まることから付けられた名称と考えられるけれど、嘉元年間の記事は同三年卯月廿八日の記事があるのみに過ぎないから、その内容に適した名称とは言い難い。改定史籍集覧第廿四冊所収の「嘉元記」は井上頼因氏所蔵影写本によったもので、現御物法隆寺旧蔵本によったものではない。史籍集覧本には誤記の個所が散見するため、法隆寺旧蔵本のコロタイプ版を、本稿において
は用いた。

(57) 『衆分成敗引付』(林幹彌「太子信仰の研究」三六六頁所収)

- (58) 大日本仏教全書第一一七冊一〇七頁
- (59) 斑鳩町教育委員会『斑鳩・仏塚古墳』
- (60) 『聖皇曼荼羅図記』(『日本上代文化の研究』亀田孜「聖皇曼荼羅図説」四二―四二五頁所収)
- (61) 上巻は大徳嘉禎四年に書かれ、下巻は延応より寛元(一二三九―一二四七)に至る数年間に一応は編集されたと荻野博士がいわれる『古今目録抄』に以上の信仰的説話を収載する。
- (62) 拙稿「聖徳太子遺跡寺院における復興勸進」(『東海仏教』二五号)
- (63) コロタイプ版『嘉元記』所収
- (64) 五来重前掲書
- (65) 網野善彦『無縁、公界・楽―日本中世の自由と平和』に、中世的上人・聖の「無縁」「無主」の原理を述べられる。この中世の原理は古代においてもあてることができよう。「聖」律師の場合、「無主」の土地を開発し、「無縁」の聖として宗教的活動を行なったといえよう。